

## 学校法人上智学院 投資ガイドライン

学校法人上智学院（以下、「学院」という。）は、学院が保有する資産の運用に関して、上智学院資産運用管理規程（以下、「規程」という。）において、必要な運用管理事項を規定するほか、中長期投資資産の運用におけるガイドラインを次のとおり定め、規程及び当該ガイドラインに基づき資産運用を行うこととする。

### 1. 運用の目的

学院の資金を安全かつ効率的に運用することにより、学院の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

### 2. 運用の目標

- (1) 目標リターンは、学院の設備投資等の購買力を将来にわたって維持するとともに、その財務的必要性を充足しうる適切な水準に設定しなければならない。従って、毎年度の経常予算において期待される実現益の確保と、運用資産の中長期での実質価値の維持向上を踏まえた目標設定を行うこととする。
- (2) 目標リターンの実現可能性を高め、その変動性を抑制するために適切なリスク目標を設定し、管理しなければならない。さらに、運用資産のリスク・リターン目標は、各投資対象資産の中長期のリスク・リターン特性を十分検討した上で、それらと整合的なレベルに設定するものとする。

### 3. 国連－責任投資原則（PRI）の遵守

学院は、本学の建学の理念と整合的な投資方針を取り入れるコミットメントとして、また、上智大学が加入している国連グローバルコンパクトの原則を資産運用面で実践することを目的として、2015年11月に「国連－責任投資原則（PRI）（以下、「PRI」という。）に署名した。学院は、PRIについての取組み方針を策定し、この原則を遵守することとする。

### 4. ESG投資の実践

- (1) 学院は、PRIに基づき、ESG（環境・社会・企業統治）要因の分析・評価を投資プロセス及び投資行動に組み込み、中長期的な投資パフォーマンス向上と社会的リターン向上の両立を目指すものとする。
- (2) ESG投資及びサステナブル投資を具現化した高品質の運用商品を採用する。
- (3) 外部委託先運用機関に対して、四半期毎の運用状況報告実施時に、ESG要因をどのように投資の意思決定に取り入れているかヒアリングを行い、継続的なモニタリングを実施する。
- (4) 外部委託先運用機関に対して、運用機関が行っている投資先企業へのエンゲージメント活動の中で、ESGを考慮した「企業価値の向上や持続的成長」のための自主的な取組みを実施するように促す。
- (5) 持続可能な社会の実現に向けて、ポジティブなインパクトの創出を目指して取り組む。また、投資対象となる企業・政府等の事業活動やプロジェクトが、環境・社会・人権に与える影響に十分に配慮して取り組むこととし、法律や公序良俗に反する事業、非人道的兵器製造事業、気候変動・地域の環境や社会・人権に対し著しい負の影響やリスクがある事業等への投資は行わない。

## 5. ESG課題への対応

### (1) 環境面の課題

- ① 学院は、気候変動による潜在的なリスクを認識し、環境へ与えるポジティブな影響を拡大し、ネガティブな影響を軽減するような投資機会を積極的に追求する。機関投資家の立場からは、主に外部委託先運用機関との協働による投資先とのエンゲージメントを通じて、投資先企業の脱炭素化に向けた取組みを支援するとともに、各企業の直面するリスクと課題に応じて温室効果ガス(GHG)排出量削減目標の策定とその遂行を促す。
- ② 気候変動問題と生物多様性問題が相互に密接に関係する地球規模の危機であるとの認識のもと、自然資本に対してポジティブなインパクトをもたらすような投資機会を追求する。
- ③ インハウス運用においてもグリーンボンド等の ESG 債への直接投資を通して脱炭素社会構築に向けた資金循環に積極的に貢献する。

### (2) 社会面の課題

- ① サプライチェーン全体における人権・労働問題や人的資本経営（ダイバーシティ・インクルージョン等を含む）は企業にとっての複合的なリスク要因（オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、法務リスク、財務リスク等）であると同時に、それらの適切なマネジメントは中長期的企業価値向上と持続可能な社会の実現に繋がる重要課題と認識し、責任投資活動においても、積極的に取り組む。
- ② 人権については、学院の「キリスト教ヒューマニズム」に基づく人間教育に基づき、人権尊重および DEI&B を推進する。また、上記をはじめとする「社会 (Social)」の重要テーマについて、外部委託先運用機関を通じたエンゲージメントにより企業の取組みを促進する。
- ③ インハウス運用においてもソーシャルボンドやサステナブルボンド等への直接投資を通して社会課題解決に向けた資金循環に積極的に貢献する。

### (3) 企業統治面の課題

- ① 環境面や社会面を含めた中長期的な企業価値向上に向けた課題の解決を行っていくうえで、健全なガバナンス体制の構築は前提となる。そのため、投資先企業の状況を踏まえ、形式面の整備にとどまらず、実効性向上に向けた取組みの推進を重視する。
- ② 投資先企業のガバナンス面の取組み状況の精査については外部委託先運用機関の議決権行使状況をモニタリングし、必要に応じてヒアリングや働きかけを行う。

## 6. 基本資産配分について

- (1) 年次資産運用方針で定める基本資産配分（基本ポートフォリオ）は、リスク目標の範囲内で目標リターンを中長期で達成していくために最適と思われる資産の組み合わせを示している。
- (2) 基本資産配分は、原則として上下 5 パーセンテージ・ポイントの範囲内（許容変動幅）でこれを維持することとし、資産の時価変動等でここから乖離する場合は、許容変動幅内に戻すリバランスの実行を含む適切な対応を検討することとする。この場合のリバランスの意思決定は、市況の見通しや実現損益への影響等を総合的に分析した上で行うものとする。
- (3) 市況変動のタイミングに賭けた短期的な資産配分の変更（戦術的資産配分）は、原則として行わない。
- (4) 基本資産配分は、年度ごとに見直しを行う。ただし、期中に大幅な市場環境の変化があった場合は臨時の資産運用委員会を開催し、適宜基本資産配分の見直しを検討する。

- (5) リスク分散を図りポートフォリオの効率性を高めるために、非伝統的な資産も投資対象とする(オルタナティブ投資)。オルタナティブ投資にあたっては、レバレッジ、流動性リスク、信用リスク、詐欺・重過失リスク、法務リスク、オペレーショナル・リスクなど、各資産に固有のリスクについて確認、検証を行ったうえで投資を行う。

## 7. 外部委託先運用機関の選定及び評価

### (1) 外部委託先運用機関の選定

- ① 基本資産配分で定める投資対象資産区分ごとに、運用スタイル・手法の分散を勘案し、次項の評価基準に則り、最も適切な外部委託先運用機関を選定することとする。
- ② 外部委託先運用機関の選定にあたっては、書類選考及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、資産運用委員会で検討を行い、学院の定める手続きを経て決定する。
- ③ 外部委託先運用機関の選定にあたっては、特定の運用機関に過度に集中しないよう外部委託先機関の分散を勘案して行うこととする。

### (2) 外部委託先運用機関の評価

#### ① 評価方法

外部委託先運用機関の評価については、過去の実績に関わる定量評価に、運用実績の再現性に関わる定性評価を加えた総合的な評価を行うものとする。

#### ② 定量評価の具体的項目

運用受託資産額、運用商品の直近の契約、過去の推移、資産流出状況及び過去の運用実績(トラックレコード)等。

#### ③ 定性評価の具体的項目

ア 運用体制(運用担当者の経歴及び実績に加えて、クライアントサービス、調査・分析部門、執行体制など全体の体制)

イ 人材(人材及びインフラを含む十分な経営資源の投入状況、組織及び人材の安定性を高めるための経営方針等)

ウ 運用プロセス(運用哲学、運用プロセスの整合性、プロセスの過去からの一貫性、意思決定プロセス等)

エ リスク管理・コンプライアンス体制(運用管理業務フローの中で、実効的に組み込まれているか)

オ 運用状況の開示及びレポーティングの内容

#### ④ 委託契約の変更・解除

投資ガイドラインに定める外部委託先運用機関の評価結果に基づき、資産配分の変更、委託額の変更、契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行う。

また、市場価格の大幅な変動により、学院全体の資産構成が基本資産配分から著しく乖離した場合、又は基本資産配分を見直した場合、もしくは運用スタイル・手法の適正な分散を目的として外部委託先運用機関の構成の変更を行う場合等においては、外部委託先運用機関の評価にかかわらず、資産配分の変更、委託額の変更、契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うことがある。

### (3) 資産管理機関の選定及び評価

資産管理機関(信託銀行)の選定にあたっては、当該資産管理機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②学校法人に対する理解と関心、③資産管理体制(有価証券の保管、資金の決済

業務、再保管先の選択等に最新の注意が払われているか、受託資産を自己資産から明確に区分して管理しているか、管理システムの整備状況等)、④資産管理上の最良執行の実施、⑤報告の適正実施、⑥事務管理上のミスが発生頻度と内容の重要性、⑦コスト等を十分審査して選定し、選定後も継続的にモニタリングを行う。

## 8. 外部委託先運用機関及び資産管理機関の管理に関する事項

外部委託先運用機関及び資産管理機関は、以下の事項及び別に提示する運用ガイドラインに沿って資産の管理運用を行い、学院は、その遵守状況を管理する。

### (1) 受託者責任

外部委託先運用機関及び資産管理機関は、学院の資産の管理運用にあたって、善良なる管理者の注意を以って、専ら委託者たる学院の利益に対してのみ忠実に職務を遂行しなければならない。

### (2) スチュワードシップ責任

外部委託先運用機関は、専ら委託者である学院の利益増大のために、投資先企業との建設的な対話や株主議決権の行使等を通じて、当該企業の企業価値向上を促すよう努めること。

なお、国内株式運用を委託している外部委託先運用機関に対しては、「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、当該コードの諸原則により、中長期的なリターンの拡大を図ることを求める。

### (3) 法令遵守体制の整備

外部委託先運用機関及び資産管理機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制の整備等を行うこと。

### (4) 運用スタイル・手法の明確化

外部委託先運用機関は、運用ファンドごとの運用哲学及び運用方針並びにそれに基づく運用スタイル・手法を明らかにし、これを変更する場合は、その旨を学院に文書で通知し、協議を行うこと。

### (5) 目標

外部委託先運用機関は、自らの運用スタイル・手法から想定されるリスクの下、期待される収益率の実現を目指し最大限の努力を行うこと。

### (6) 売買執行について

外部委託先運用機関及び資産管理機関は、有価証券の売買執行を行う際、最良執行を常に念頭に置きながらマーケットインパクトを含む総取引コストが最小になるように執行すること。

### (7) 外部委託先運用機関との連携

資産管理機関は、受託資産に関し運用の指示を受ける外部委託先運用機関と綿密な情報交換を行うよう努め、当該外部委託先運用機関から求められた資産管理に関する情報を正確かつ迅速に提供すること。

### (8) 資産管理上の留意点

資産管理機関は、受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、保有証券類の保管、資金の決済業務にあたっては、細心の注意を払うこと。また、再保管先の選択にあたっては、信用リスク、事務管理能力、費用等に十分留意すること。

### (9) 報告事項

外部委託先運用機関及び資産管理機関は、以下の事項につき報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、学院の資産管理及び運用に関する情報を学院に対して提供すること。

① 資産管理及び運用状況に係る報告

外部委託先運用機関及び資産管理機関は、毎月末の資産の管理状況及び運用状況（資産管理機関にあつては管理状況、投資顧問業者にあつては運用状況）に関する報告書を、学院に対し提出すること。また、学院から指示があつた場合には、直ちに学院に対し報告を行うこと。

② ミーティング

学院と外部委託先運用機関及び資産管理機関は、資産の管理運用に関し必要に応じてミーティングを行い、資産の管理運用に関する重要事項について協議及び情報交換を行う。

## 9. 自家運用（インハウス）

(1) 自家運用の位置付けと役割

学院は、外部委託運用を基本とするが、運用の効率化に資するため、中長期投資資産の一部について、自ら管理運用業務を担う。

(2) 運用体制

自家運用業務は、年次資産運用方針に基づき、資産運用管理責任者の指示のもと、運用業務の執行に係る事務を的確に遂行することができる職員が行うこと。

(3) 運用対象とする有価証券等

別表1に定めるとおりとし、具体的な遵守事項については、別表2において明記する。

## 10. 運用コンサルタント等の利用

年次資産運用方針の策定に係る基本資産配分の策定、基礎的データの提供、運用結果の評価、外部委託先運用機関の運用状況等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることができる。契約を締結する場合の運用コンサルタント等は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条による投資助言・代理業を行う者でなければならない。

### 11. 利益相反の適正な管理

学院は、中長期資産の外部機関への委託にあたり、利益相反の発生に十分な注意を払い、適正なマネジメントを行うものとする。

### 12. 運用状況の情報開示

学院の資産運用状況等については、公式ホームページ等を通じて開示する。

### 13. 運用体制・自己研鑽

学院は、本ガイドラインの目的、目標を達成するため必要な運用体制を構築する。資産運用に携わる役職員は、その専門性を高めるため、研修やセミナーへの参加、関係する各種情報の収集など、常に自己研鑽に努めなければならない。

### 14. その他

投資ガイドラインの改廃は、資産運用委員会の決議を経て行うものとする。

- 附 則 このガイドラインは、2003年（平成15年）4月1日から施行する。
- 附 則 このガイドラインは、2009年（平成21年）4月1日から改正、施行する。
- 附 則 このガイドラインは、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。
- 附 則 このガイドラインは、2019年（平成31年）3月22日から改正、施行する。
- 附 則 このガイドラインは、2023年（令和5年）8月21日から改正、施行する。
- 附 則 このガイドラインは、2024年（令和6年）4月1日から改正、施行し、施行時にすでに保有する有価証券についても、これを適用する。

**別表1 自家運用の対象となる有価証券等**

1. 投資信託及び外国投資信託の受益証券又は投資証券及び外国投資証券
2. 貸付信託の受益証券
3. 預金又は貯金（譲渡性預金を含む。）
4. 金融商品取引法第2条第24項第56号に掲げるもののうち、有価証券に係る標準物（債券先物）
5. 金融商品取引法第2条第1項に掲げる次の有価証券
  - (1) 国債
  - (2) 地方債
  - (3) 特別の法律により法人の発行する債券（1及び（4）に掲げるものを除く。）
  - (4) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に基づく特定社債
  - (5) 社債（相互会社の社債券を含む）
  - (6) コマーシャルペーパー
  - (7) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で（1）から（6）までの性質を有するもの
6. 債券（標準物を含む。）上場オプション、債券店頭オプション（いずれも外国での取引を除く。）
7. 金利先物（金融商品取引法第2条第21項第2号に掲げるものをいう。）
8. 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく出資
9. 国内株式
10. 外国株式
11. 株式指数先物又は株価指数オプション
12. コール資金の貸付け又は手形の割引
13. 外国先物為替及び通貨オプション
14. 学内発ベンチャー企業等への出資
15. 金銭の信託
16. 学校債

## 1 債券

- (1) 中長期投資の対象とする債券は、別表 1 に定めるとおりとする。
- (2) 収益性に加え、流動性（市場性）に留意した上で選択するものとする。
- (3) 前項の信用リスク及び格付基準は、次に掲げるものとする。
  - ① 格付機関は次の機関を採用すること。
    - ・ ムーディーズ・インベスター・サービス (Moody' s)
    - ・ スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
    - ・ 格付投資情報センター (R&I)
    - ・ 日本格付研究所 (JCR)
- (4) 投資の選択基準
  - ① 前号の格付機関のうち、2 社以上の機関の格付けが B B B 格以上のもの。格付けのない債券については、十分な信用リスク精査のうえ、資産運用委員会の承認をもって投資を行うものとする。
  - ② 取得後にいずれかの格付け機関による格付けが B B B 格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスク等に十分留意した上で原則として売却等の手段を講じること。
  - ③ 一般債の信用リスク及び円建外債、外貨建国債等のいわゆるカントリー・リスクについては、格付基準は絶対的なものではなく、時として急激に変動しうるものなので、関連業界の動きや、関連各国の政治経済情勢、債務残高や流動性の動向には特段の注意を払わなければならない。
  - ④ 銘柄選択及び分散投資は、次に掲げるとおり行なうものとする。
    - ・ 銘柄選択にあたっては、前項記載の信用リスク（格付等）に加えて、収益性（クーポン・利回り）、償還日等の発行条件、流動性等につき十分な調査・分析を行うこととすること。
    - ・ 債券を取得する場合、同一発行体への投資は、債券の時価総額の 10% を上限とする。ただし、次に掲げる債券を除く。
      - ア 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く）
      - イ 国立大学法人が発行する債券
      - ウ 外国政府（地方政府を含む）、国際機関の発行する債券
      - エ その他、資産運用委員会の意見を徴した上で、資産運用管理責任者が公共性を有するものと判断したもの
        - ・ 債券の発行体、残存期間、通貨等については、運用手法に応じて適切な分散化を図ることとする。
  - ⑤ 仕組債については、原則として投資を行わない。
- (5) 保有目的区分の指定
  - ① 債券取得時に、当該債券が満期保有を目的とするか否かを判断し指定する。
  - ② 満期保有目的とは、償還期限の定めがあり、額面金額で償還が予定されている債券を償還期限まで保有することをいう。

## 2 国内株式

- (1) 中長期投資の対象とする国内株式は、別表 1 に定めるとおりとする。
  - ① 投資対象は原則として国内証券取引所に上場されている銘柄及び店頭市場に公開されている円建の株式とする。
  - ② 銘柄選択及び分散投資は、次に掲げるとおりに行なうものとする。

- ・ 同一銘柄が日本株全体のポートフォリオの時価総額に占める構成比率の上限を5%とすること。
- ・ 業種、銘柄、その他重要なリスク特性については、運用手法に応じて適切な分散を図ること。

### 3 外国株式

(1) 中長期投資の対象とする外国株式は、別表1に定めるとおりとする。

- ①同一銘柄が外国株全体のポートフォリオの時価総額に占める構成比率の上限を5%とすること。
- ②株式の投資対象国、通貨、業種、銘柄、その他の重要なリスク特性については、運用手法に応じて適切な分散を図ること。

### 4 投資信託等

(1) 中長期投資の対象とする投資信託等は、別表1に定めるとおりとする。

前項の投資信託の選定については、当運用ガイドライン6. 外部委託先運用機関の選定及び評価に準じて分析評価を行う。また、当該運用商品（運用戦略）が、個別一任勘定でも提供をうけることが可能な場合は、外部委託先運用機関による個別一任勘定と、投資信託購入それぞれのメリット・デメリットを比較・検討の上、有利性の高い方で投資を実行する。

### 5 金融派生商品

- (1) 規程第12条第1項第3号に基づき、投資対象としうる金融派生商品は、原則として株式、債券等原資産のリスクヘッジや現物代替を目的とした取引に限ることとする。
- (2) 金融派生商品の利用については、商品組成業者や取引相手先のカウンターパーティリスクを十分に分析、調査した上でこれを行う。